

平成30年5月7日
学長裁定

琉球大学における寄附金からのオーバーヘッド取扱方針

1. 趣旨

本学における寄附金は、すべからく琉球大学の名の下に行われる教育研究の重要性に鑑み、企業等から寄附を受けているものであり、その寄附金を使用して行う教育研究は、本学の施設・設備等を利用していることから、寄附金の一部をオーバーヘッドとして徴し、事務管理費等に充てるものである。

2. 用途

- (1) 寄附金の事務管理費（人件費、光熱水料など）
- (2) 広報事業に係る経費（さらなる奨学寄附金の獲得、学生募集、就職活動等の広報経費など）
- (3) その他学長が必要と認めるもの

3. 投出除外寄附金

- (1) 全学的な事業の推進を目的とする寄附金
- (2) 寄附講座及び寄附研究部門の設置を目的とする寄附金
- (3) 学生の奨学援助を目的とする奨学寄附金
- (4) 授業科目開設を目的とした寄附金
- (5) 公募型研究助成金を受け本学において使用するための寄附金
- (6) その他学長が特に認めるもの

4. 報告

毎年度の決算後、学長に実施状況及び次年度の執行計画を報告する。

5. 投出率

投出率は5%とする。

6. この取扱いの事務は、財務部財務企画課が行う。

附則（平成30年5月7日）

この取扱いは、平成30年4月1日から施行する。